

留学生のための入管関係手続き

学生プラザ 3F (8:30-17:15)



丸川 陽子
留学交流グループ

E-mail:

kokusai-sien@office.hiroshima-u.ac.jp



広島大学

①在留カード, 住所の届出について

- 在留期間が3ヶ月以上の方には、在留カードが交付されます。

- 在留カードは、常に携帯してください。



- 住所が決まったら、パスポートや在留カードを持って、市役所(区役所)で転入の届出をしてください。
- その後、引っ越す場合も市役所(区役所)への届出が必要です。

- 日本国内の日本語学校や他大学、高校等から進学してきた場合

⇒出入国在留管理庁へ「活動機関に関する届出」が必要です。 （入学後、14日以内）

オンライン

以下のURLにアクセスし、[電子届出システム](#)から情報を入力してください。入力にあたっては、全角、半角等の入力規制にご注意ください。

よく分かる届出の説明：<https://www.moj.go.jp/isa/content/001351302.pdf>

郵送で届出する方法もあります。 詳しくは「[もみじTOP](#)」へ



②在留期間更新許可申請

- 現在の在留期限が過ぎてもまだ日本で勉強を続けたい場合には、在留期限が来る前に、「在留期間更新許可申請」が必要です。

☆申請場所・・・広島出入国在留管理局

(大学を通して申請することもできます【4, 6, 10, 11月】)

(申請書類等、詳しくは「[もみじTOP](#)」へ)



- 修了後、日本で就職活動をする場合、就職が決まった場合などは、「在留資格変更許可申請」が必要です。

- 在留期限については、在留カードやパスポートの証印シールで確認できます。

在留カード

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH	
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 女 F. 国籍・地域 米国 SEX NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号	
在留資格 STATUS	留学 Student	
就労制限の有無	就労不可	
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月 (2018年10月20日) Y M Y M D	
許可の種類	在留期間更新許可(東京入国管理局長) ◆MOJ◆	
許可年月日	2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日	
このカードは	2018年10月20日まで有効 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD	
	法務大臣 法務大臣印	

パスポートの証印シール

JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR	
上陸許可 LANDING PERMISSION	
許可年月日	-1 JUN 2010
Date of permit	
在留期限	30 AUG 2010
Until	
在留資格	短期滞在
Status	Temporary Visitor
在留期間	90days
Duration	
NARITA(2)	
0000000000	
XT 0000033	

③資格外活動許可申請

- 留学生は日本で働いて、収入を得ることができません。ただし、勉強の妨げにならない程度であれば、許可を得て、決められた時間内でアルバイトをすることができます。
- 風俗営業・風俗関連特殊営業等は職種に関係なく従事しては いけません。バー、キャバレー、ナイトクラブ、麻雀屋、パチンコ屋、ゲーム機設置業、特殊浴場業、ストリップ、ラブホテル、個室マッサージ、客の接待をするホステス等がいるスナック、パブ、店舗型(無店舗型)性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型(無店舗型)電話異性紹介営業などでのアルバイトは、皿洗いや清掃業務であっても認められません。
- 資格外活動許可がないまま収入や報酬を伴う活動を行った場合は、最高200万円の罰金が課せられることがあります。

☆許可時間・・・1週間に28時間以内

(長期休業期間中は、1日につき8時間以内)
(広島大学でのTA、RA等は資格外活動許可の対象外)

☆申請場所・・・広島出入国在留管理局
 (大学を通して申請することもできます【4, 6, 10, 11月】
 (申請書類等、詳しくは「[もみじTOP](#)」へ))



☆資格外活動報告について

- ◎方法⇒「[資格外活動に係るチェックリスト](#)」を確認し「Forms」に入力する。(支援室で確認してください)
- ◎いつ入力するか? ⇒ ①アルバイトが決まり、働き始める前
 ②在留期間更新許可申請の際

在留カードの裏面

住居地記載欄		記載者印
届出年月日	住居地	
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可番号		在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

パスポートの証印シール



オンライン申請の場合

駐在第二十九号様式(第十九条関係) 日本国政府法務省

資格外活動許可書
 PERMIT TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED BY THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

許可番号: 東京-000001 号

1 国籍・地域 オーストラリア 氏名 THOMER ELIZABETH
 Nationality / Region Name

3 性別 男 4 生年月日 1985年 12月 21日
 Sex Male/Female Date of Birth Year Month Day

5 住居地 省略
 Address

6 姓名字号 省略
 Passport Number

7 上述(在留)許可年月日 省略 年 月 日
 Date of Entry (Residence) Permit Year Month Day

8 現在在留の在留資格 省略 在留期間満了日
 Status of Residence Period of Stay 2023年 02月 02日
 Year Month Day

9 在留カード番号 AB12345678CD
 Residence Card No.

10 現在の在留活動の内容(実入札種別がある場合にはその名称)
 Present Activity 省略

11 既に許可された活動の内容
 Other activity to be engaged in
 出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動に従事することを許可します。上記の活動に従事することを許可します。

12 許可の期限 2023年 02月 02日 まで
 Valid Until Year Month Day

2023年 11月 02日
 東京 出入国在留管理局長
 Director General of the Tokyo Regional Immigration Services Bureau

④再入国許可について

- 一時帰国や旅行などで海外へ行く場合、出発前に、緊急連絡等の必要事項を以下のシステムから入力し、大学に届け出てください。

「もみじ」→「学びのサポート」
→「留学・海外渡航」
→学生の海外渡航申請システム

- 1年以内に再入国する場合は、出入国在留管理局で「再入国許可」を受ける必要はありません。このことを「みなし再入国許可」といいます。

「みなし再入国許可」で出国する際は、空港で必ず…

1. パスポートとともに在留カードを提示してください。

2. 再入国出国記録カード(E/Dカード)を以下のとおり記入してください。

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①			
【 DEPARTURE 】			
氏名 Name	Family Name Given Names		
生年月日 Date of Birth	Day 日	Month 月	Year 年
航空機便名・船名 Flight No./Vessel	主な渡航先国名 Destination		
出国予定期間 intended period out of Japan		<input checked="" type="checkbox"/> 1年以内 Within one year <input type="checkbox"/> 1年超2年以内 Over one year but within two years <input type="checkbox"/> 2年超 Over two years	
次のいずれかに☑を記入してください。Please check either one of the boxes below.			
<input checked="" type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.			
<input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の効力期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.			
<small>(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国の予定がある場合は、この欄に☑を記入してください。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, if valid)</small>			
署名 Signature			
官用欄 Official Use Only			

「1年以内」の欄にチェック

「一時的な出国であり、再入国する予定です。」の欄にチェック

- 1年以上経過した後で再入国する予定の場合
出国前に、出入国在留管理局であらかじめ
「再入国許可申請」をして、許可を得てから出国するように
してください。（有効期間は現在の在留期間の範囲内）

詳細は出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-5.html>

⑤在留資格「留学」について

- 正当な理由もなく、留学生としての活動(勉強)を3ヶ月以上行わなかった場合は、在留資格取消制度により、在留資格は取り消され、本国に強制的に帰国させられます。
- 外国人研究生・特別聴講学生は、「1週間につき10時間以上聴講(研究)をすること」が出入国管理及び難民認定法で定められています。

⑥休学について

- 「留学」の在留資格を持っている留学生の皆さんは、経済的理由で休学をする場合、原則、日本に滞在することはできません。
- 休学中に資格外活動(アルバイト)をすることも禁止されています。

⑦入国・在留管理関係の詳しい案内

- ホームページ「[もみじ](#)」をご覧ください。



留学生へのサポート
↓
入国・在留関係



The screenshot shows the MOMIJI website interface. At the top, there is a navigation bar with the following items: HOME, 学びのサポート, 学生生活のサポート, 進路・就職のサポート, 留学生へのサポート (highlighted with a red box), and インフォメーション. Below the navigation bar, there is a section for "Event&News" with several news items. To the right, there is a search bar and a "よくある質問 (学部生向け)" link. A red arrow points from the "留学生へのサポート" menu item to a dropdown menu. The dropdown menu contains the following items: 相談, 生活情報, 保険, 入国・在留関係 (highlighted with a red box), 私費外国人留学生のための奨学金, 修了(卒業)するにあたって・学位に関する, 留学生組織, 新入留学生オリエンテーション, 広島大学規則集 (英語版), サポーター制度, 学内/学外イベント, and 日本語を学ぶには. The website also features a "Campus Activities" section with various images and text.

留学生への
サポート


入国・在留関係

留学生のみなさんの入管手続き

留学生のみなさんは、日本で勉強（研究）するための滞在資格として法務省出入国在留管理庁から「留学」という在留資格をもらっています。留学生のみなさんは、日本で滞在している間にその在留資格に関するいくつかの手続きを行う必要がありますので、以下をよく読んで、手続きを忘れないようにしてください。

- [今もらっている「留学」の在留期間が終わりに近づいてきたら](#)
- [アルバイトをしようと思ったら](#)
- [在留期間更新許可・資格外活動許可 申請受付スケジュール 2025年度](#)
- [日本から一時的に出国するときは](#)
- [休学について](#)
- [出入国在留管理局への届出について（他の大学へ進学する場合や日本語学校/他大学/高校等から進学してきた場合）](#)
- [家族を本国から呼び寄せて一緒に暮らすには](#)
- [在留カードをなくしてしまったときは](#)
- [出入国在留管理庁からのお知らせについて](#)
- [広島出入国在留管理局](#)

【問い合わせ先】

広島大学国際室国際部留学交流グループ（東広島キャンパス：学生プラザ3階）
kokusai-sien@office.hiroshima-u.ac.jp

◆英語のページへ [Click here for English website](#)

留学生へのサポート

- ▶ [相談](#)
- ▶ [生活情報](#)
- ▶ [保険](#)
- ▶ [入国・在留関係](#)
- ▶ [私費外国人留学生のための奨学金](#)
- ▶ [修了\(卒業\)するにあたって](#)
- ▶ [留学生組織](#)
- ▶ [新入留学生オリエンテーション](#)
- ▶ [広島大学規則集（英語版）](#)
- ▶ [サポーター制度](#)
- ▶ [学内/学外イベント](#)
- ▶ [日本語を学ぶには](#)

広島出入国在留管理局

住所：広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内

電話：就労・永住審査部門 082-221-4412

留学・研修審査部門 082-221-4468

1. 広島出入国在留管理局での申請書類等の受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く）、午前9時～午後4時です。
2. 各種申請書・必要書類一覧は、各学部・研究科の学生支援室または、留学交流グループにあります。

出入国在留管理庁ホームページ

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>



[出入国在留管理庁メール配信サービス | 出入国在留管理庁](#)